

マイナ保険証移行のご準備のお願い

マイナ保険証＝健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード

◇令和7年12月2日から

従来の保険証は利用できなくなります



12月2日以降は、保険証機能はマイナンバーカードへ完全に移行しますので、マイナンバーカードの準備ができていない人は保険証機能が利用できるように手続きしてください。

手続き集中に伴う混雑を避けるため、今すぐに準備を進めることが推奨されます。

マイナ保険証への移行準備

- マイナンバーカードの取得がまだの人→①へ
- マイナンバーカードと保険証のひも付けをしていない人→②③へ
- マイナンバーカードに保険証がひも付けられているかわからない人→④③へ

◇ 医療機関・薬局に行かれる際には マイナ保険証をぜひご利用ください



すべての加入者は「マイナ保険証」での医療機関受診を基本とします。→⑤へ

◇マイナ保険証をお持ちでない加入者に、
例外的な対応として「資格確認書」を発行します

様式：A4型の紙(偽造防止入り)

※コピー不可→⑥見本へ

有効期限：令和8年11月30日まで
(交付日より1年経過後初めて到来する11月30日)

